

中立的な第三者を交えた協議の場について（県試案）

1 設置趣旨

R D最終処分場問題の対策案について、中立的な第三者の力を借りて、周辺自治会と県との話し合いを進めるために、「中立的な第三者を交えた協議の場」（以下「協議の場」という。）を設ける。

2 協議の前提

「協議の場」において話し合いを行い、合意を目指す対策工（案）は、産廃特措法による国の支援が受けられる効果的で合理的な対策案であること。

県は、「協議の場」において合意した対策工（案）の実施について、最大限の努力を行う。

3 協議の進め方

「協議の場」の設置にあたり、準備会を設置する。

準備会

（設置趣旨）準備会は、「協議の場」の設置や円滑な協議運営を図るために必要な検討を行う場とする。

（構成）予め、周辺自治会長と県等を構成メンバーとする「世話人会」を設置し、準備会を立ち上げるための必要事項を検討する。

（事務局）県

（中心議題） 「協議の場」における関係者や協議事項の特定
対立点の整理
住民側の主張と県の主張を確認、科学的評価の確認
課題（対立点）の整理等
「協議の場」委員の選任と招集

協議の場

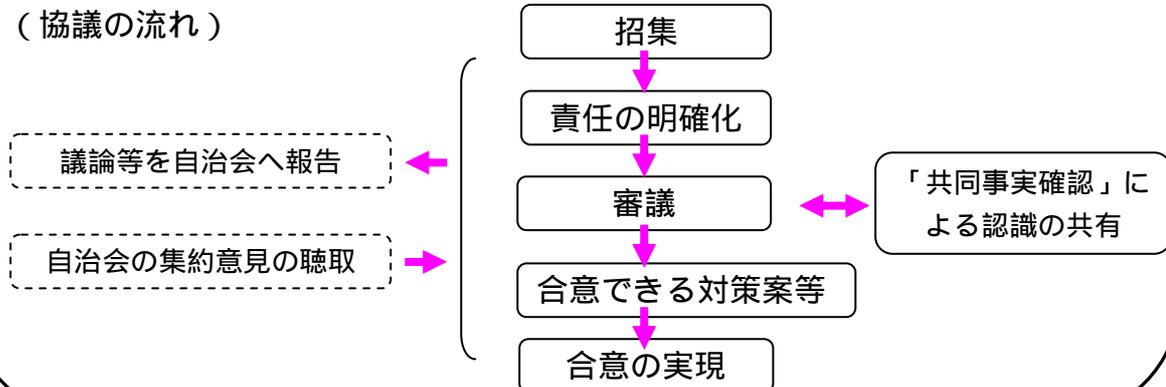
（設置趣旨）R D問題を解決するための対策案について、中立的第三者の会議進行のもと、双方が科学的で、的確かつ円滑な協議を進める。

（構成）準備会が招集した者

（事務局）県

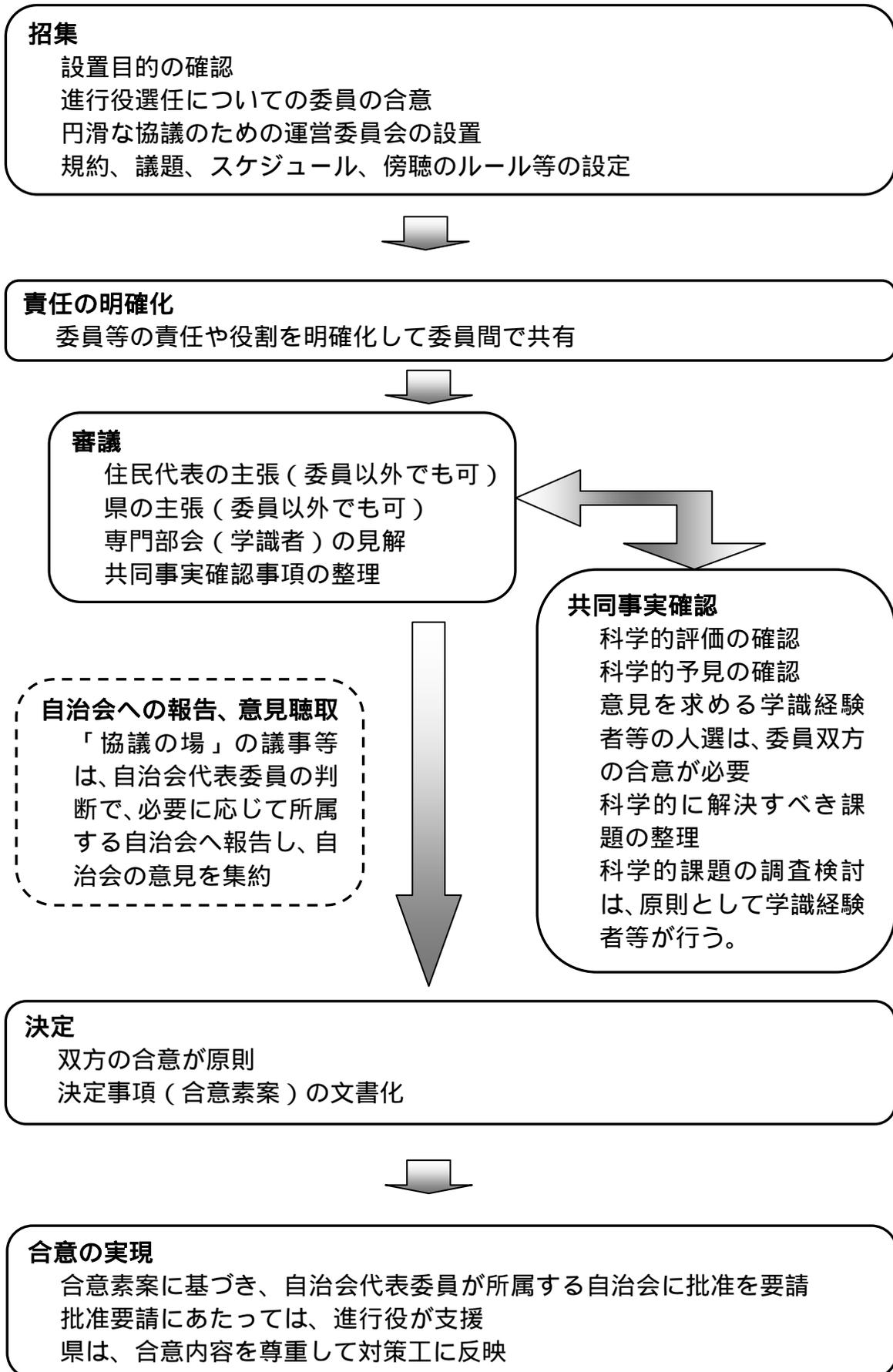
（役割）周辺自治会と県との双方が合意できる対策案等の協議

（協議の流れ）



県は、「協議の場」の合意内容を最大限尊重して対策工に反映

4 協議の場の「協議の流れ」について



5 協議の場のイメージ

